

「人と野生鳥獣との共存を図るために緊急に講ずべき保護管理方策について（答申）」の要旨

1．野生鳥獣及びその保護管理の現状と問題点

- ・近年、絶滅のおそれのある野生鳥獣の種数が増加する一方で、シカやサル等の一部の野生鳥獣が地域的に増加等。
- ・この結果、農林業被害や自然生態系の悪化、個体群の地域的な絶滅のおそれの深刻化を引き起こす等の問題が発生。
- ・すでに一部の都道府県では、個体群を対象とした保護管理計画を策定しているが、必ずしも十分ではない。

2．野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理の基本的考え方

- ・野生鳥獣は、国民共有の財産であり、生物の多様性の確保にとっても必要。
- ・このような考え方を踏まえつつ、人と野生鳥獣との共存を図るため、生息数や生息環境を望ましい状態に維持・誘導するという「保護管理」を推進する必要。

（1）科学的・計画的な保護管理の必要性

（科学的・計画的な保護管理が必要とされるに至った課題）

科学的知見に基づく目標の設定と合意形成に向けた関係者間の調整 / 地域特性に応じた保護管理手段の検討 / 各般の施策の整合性等の確保 / 情報公開等による施策の透明性の確保 / モニタリングの実施によるフィードバックシステムの導入

（2）科学的・計画的な保護管理の基本的考え方

（基本的考え方のポイント）

- ・科学的知見及び合意形成に基づいた明確な保護管理目標の設定
- ・多様な手段の総合的・体系的実施
- ・フィードバックシステムの導入

3．野生鳥獣の科学的・計画的な保護管理施策のあり方

（1）特定の個体群を保護管理するための新たな仕組みの創設

(創設すべき新たな計画制度の概要)

策定主体 : 都道府県

対象鳥獣 : 個体数の管理が必要と認められる特定の鳥獣

計画内容 : 保護管理の目標 (生息数等、生息環境、被害の程度) / 目標を達成するために講ずべき施策 / モニタリング等の調査研究 / 計画の実施体制等

その他 : 関係都道府県間の調整や国の助言・勧告等の実施。

(計画を実行するために充実強化を図るべき手段)

効果的、効率的な被害防除対策 / 地域の事情に応じた個体数管理 / 生息状況に応じた鳥獣保護区の設定等による生息環境管理 / 目標及び手段の適切な見直しに対応できるモニタリング調査等

(2) 鳥獣保護区等の生息地管理の充実

生息環境、生息密度、移動ネットワーク等を勘案した適地選定と適正配置 / 地域の状況に応じた休猟区の設定の考え方の検討

(3) 狩猟及び有害鳥獣駆除における科学性・計画性の充実

狩猟実績の報告等の必要に応じた充実 / 狩猟鳥獣の生息状況や生理・生態に関する調査研究の拡充 / 被害調査、駆除の効果や生息状況モニタリング等の必要に応じた実施 / 広域的な観点からの国及び都道府県の必要な関与の実施

(4) 科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備

行政機関や調査研究機関の組織体制の充実のための措置 / 担い手の育成 / 調査研究の推進 / 地域住民の理解と協力

4 . 国と地方との役割分担のあり方

- ・ 地方分権推進計画 (平成10年5月閣議決定) に基づく、国と都道府県等との役割分担の具体的な整理が必要。
- ・ 野生鳥獣の捕獲許可の役割分担については、別途、体系的な整理が必要。
- ・ 整理に当たっては、地域、種、捕獲方法の別による役割分担を基準とする必要。
- ・ なお、渡り鳥の急減などの緊急時における指示が適切に実施できるよう生息動向の把握体制の整備を行う必要。

野生鳥獣の保護管理方策の概要

野生鳥獣及びその保護管理の現状と問題点

- ・ 個体群の地域的な絶滅のおそれ
- ・ 一部の野生鳥獣の地域的な増加による農林業被害・生態系悪化等の発生

人と野生鳥獣との共存

(野生鳥獣は国民共有の財産であり、生物多様性の確保にとっても必要)

科学的・計画的な保護管理

(ワイルド・ライフ・マネージメント)

基本的考え方

- ・ 科学的知見・合意形成に基づく目標設定
- ・ 多様な手段の総合的・体系的実施
- ・ フィードバックシステムの導入

講ずべき保護管理施策

- ・ 特定の個体群を保護管理する仕組みの創設
- ・ 鳥獣保護区等の生息地管理の充実
- ・ 狩猟や有害駆除の科学性・計画性の充実
- ・ 科学的・計画的な保護管理の基盤整備

国と地方の役割分担

地方分権推進計画

(平成10年5月閣議決定)

役割の具体的整理

- ・ 捕獲許可の体系的整理
 { 地域、種、捕獲方法 }
 の別により役割分担
 を再整理
- ・ その他